

公明党 横浜市会ニュース 第59号

民衆の声
ボイス

VOICEよこはま

公明党横浜市議員団 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 TEL.671-3023 FAX.681-2060 http://www.yhkomei.com/ E-mail:shikai@yhkomei.com



賛成多数で市民協働条例が可決された(6月21日本会議場)

公明リードの議員提案条例
公明党が主導して提案した「横浜市市民協働条例」が公明、自民、民主、みんなの党、共産、ヨコハマ会の全ての会派の賛成によ

市民と行政の真のパートナーシップをめざして
今回の「市民協働条例」は、横浜市会として議員から提案した本格的な政策条例です。また、既存の条例を全部改正する議員からの提案は全国的に珍しい試みです。さらに、見直し条項を明記したことも横浜市の条例として初めての事です。

「横浜市民協働条例」を市会本会議で可決!

「見直し条項」を取り入れ、3年ごとに条文を見直すことにし、常に社会の状況に合わせた条例となるように工夫されています。
2面へ続く



提案理由を説明する和田卓生議員

「提案制度」を全国で初めて規定した条例です。

既存の条例を全部改正
この条例は、市民協働事業の本柱である「契約による協働」「行政の応分負担」「自主自立事業」

また、市長の提案だった既存の「横浜市市民活動推進条例」を全部改正して、「横浜市市民協働条例」としました。

3年ごとに見直し
さらに、全国でもあまり例のない



質問に答える斉藤伸一議員

市民協働の現場から、協働の原則に基づいていない等、従来の制度の不備を指摘する声が寄せられていましたが、新条例の制定で、必要な基本事項の規範が整いました。今後、横浜市が協働型社会へと進展することを期待しています。また、議員が提案し議員間で質疑した結果、大多数の賛同が得られたことは、議会のあり方として意義あることと考えます。

【団長談話】



公明党市会議員団団長 仁田 昌寿

市民協働の現場から、協働の原則に基づいていない等、従来の制度の不備を指摘する声が寄せられていましたが、新条例の制定で、必要な基本事項の規範が整いました。今後、横浜市が協働型社会へと進展することを期待しています。また、議員が提案し議員間で質疑した結果、大多数の賛同が得られたことは、議会のあり方として意義あることと考えます。



横浜市議員 かのう重雄

横浜市では、資源集団回収による古紙回収率 100%を目標に、ごみの減量化を図っています。しかし、市内では資源集団回収の古紙の持ち去りが後を絶たず、その活動に大きな影響を与えています。加納市議を委員長とする温暖化対策・環境創造・資源循環委員会では、1年間をかけて資源物の持ち去り対策について検討を行いました。その結果、市指定の資源ごみ回収事業者以外が持ち去ることを禁じ、市長の命令に従わない場合は罰金を課すなど、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正」の議案を提出しました。委員会から提出された議案による条例改正は横浜市会で初めてのことで、賛成多数で可決され、これにより実効性が高まるものと期待されます。

“資源物持ち去り”にNO! 委員会提出議案による初の条例改正

平成24年 第2回 市会定例会



本会議場で提案理由を説明する加納委員長

脳血管疾患の救急医療体制を推進

平成17年、加納市議の提案から整備が進められている脳梗塞治療に有効な「t-PA(血栓溶解薬)使用の救急医療体制」の整備で課題であった病院ごとの治療実績公表が今年5月から開始され、治療実態の透明性が担保されました。今定例会でも公明市議団の質問に林市長は「公表は今後も継続していく」と答弁しました。



トピックス

いじめ対策の強化
公明市議団として7月23日、「いじめ防止対策の強化を求める要望書」を山田巧教育長に提出。教育長は要望を重く受け止め、対応するとの考えを示しました。



団地内循環バスの充実

県営阿久和団地の足として相鉄いすみ野駅まで運行している神奈中バスの団地内経路が、9月3日より変更になります。バス停が3か所新設されます。



洋式トイレへ改修

高齢者や障がい者の皆様のご要望に応え、横浜市瀬谷スポーツセンター前にある瀬谷南台公園内設置の和式トイレを洋式に取り換えました。



公園内の公衆トイレ

お知らせ

7月24日、市教育委員会が南瀬谷小学校に工レベーターを設置するための調査結果を関係者に説明。計画案では、建築基準法などの問題で、「設置が難しい」とのことですが、引き続き他の選択肢を抽出し再調査することになりました。



7月より階段昇降機を導入

市民相談

お気軽に何でもご相談下さい

横浜市議員(瀬谷区選出) **かのう重雄**

電話: 045-365-2054 FAX: 045-365-1690
住所: 瀬谷区三ツ境 125-25 E-mail: info@s-kano.jp
〈発行〉横浜市会公明党政務調査会瀬谷事務所



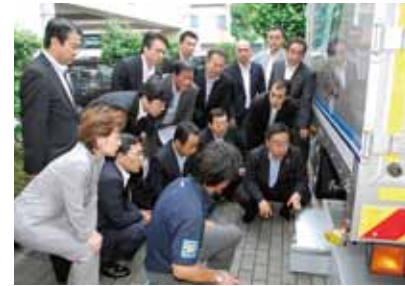
災害に強い「防災モデル都市」横浜をめざす

ヨコハマ・リフレッシュ計画を推進



設置状況を視察
(6月8日象の鼻パーク)

津波警報伝達システム
気象庁発表の津波警報を受けて、自動的に緊急情報を一斉に放送する装置です。沿岸6区(鶴見、神奈川、西、中、磯子、金沢)で約100箇所整備されます。『耳の不自由な方や外国人にも配慮したシステムにすべき』との公明党からの提案により、ライトの点滅や「Tsunami」を強調した呼びかけが行われます。



走行しながら地中空洞を探索する車両を視察(6月20日ジョ・サーチ株)

地中空洞の探査技術

道路などの調査診断を手掛ける企業を訪問し、空洞探査技術により道路の陥没を未然に防ぐ取組などについて、関係者から説明を受けました。
震災に備え、都市インフラの危険要因を的確に把握し、防災・減災対策に生かす取り組みの必要性について意見交換しました。



参加団体と活発な意見交換が行われた(6月25日市会会議室)

「政策懇談会」を実施
公明党市会議員団と市民団体や業界団体代表が意見交換する「政策懇談会」を6月下旬に行いました。参加した約30団体から寄せられた様々な提案は、来年度の予算要望に反映するほか、市議団の今後の施策に活かします。

活発な議論で政策を実現!

「中学校における昼食のあり方検討」モデル校で実施



(7月2日 鶴見区・矢向中学校)

公明党市会議員団は従来から「横浜方式のスクールランチ」を提案しており、本年2月の市会本会議では「これまでの調査を踏まえ、早期に具体的な取り組みを行うべき」と主張しました。横浜市教育委員会はこれを受け、6月下旬から3週間にわたり市立中学校における昼食のあり方検討のモデル実施協力校でデリバリー方式の昼食提供を行うこととしました。
公明党市会議員団は協力校の一つを訪ね、再加熱カート方式の昼食提供の模様を視察しました。今回のモデル実施も参考に、「横浜方式のスクールランチ」にふさわしい提供内容や方法を検証していきます。

資源ごみの持ち去りに罰金

古紙など資源物の持ち去りに罰金(20万円)を科す「横浜市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正案が賛成多数で可決されました。
横浜市は、資源ごみの分別回収を推進するため回収量に応じて自治会・町内会などに奨励金を支払っていますが、契約していない業者が古紙などを持ち去ってしまう事例が頻発。警察に通報しても被害品の特定が難しく、持ち去りを抑止することが期待されます。

市民の知恵を行政に活かします。

1面より

<条例の主なポイント>

- ① **NPOだけでなく町内会・各種法人も実施主体**
従来の市民協働がNPO法人を中心とした制度と受け取られていた傾向があるため、自治会・町内会や企業も実施主体として明確に定めることにしました。このことにより、平成23年に制定した「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」の趣旨を具体化するものともなっています。
- ② **民間側からも提案できる制度**
「協働推進の基本指針」でも地域課題に限った提案制度が掲げられていましたが、今回は地域課題に限らず民間側から市民協働について提案できる制度を規定しました。このことにより、常に行政革新が図られることとなります。

- ③ **市の財政支援を明確化**
「市民公益活動」には市民活動推進基金からの助成とともに、「市民協働事業」には公益上必要な負担を横浜市が負うことを明確にしました。その負担は必要最小限のものとすることも規定しました。

- ④ **協働契約を締結**
行政と民間が対等な立場に立って市民協働事業を実施するために、基本的事項を契約によって定めることを規定しました。

- ⑤ **自主事業を保障**
民間が自立的に市民協働事業を行うためには、その財政的な基盤が必要になってきます。そのため、市民協働事業に支障とならない範囲で、自主事業を認めました。自主事業は、その民間の本来業務に限られるものではありません。

- ⑥ **中間支援組織の育成**
市民協働がスムーズに展開されるためには、市民や町内会・企業や法人に的確なアドバイスをする中間支援組織の存在が必要です。その中間支援組織を、市をはじめ、民間も一緒になって育成していくことを規定しました。

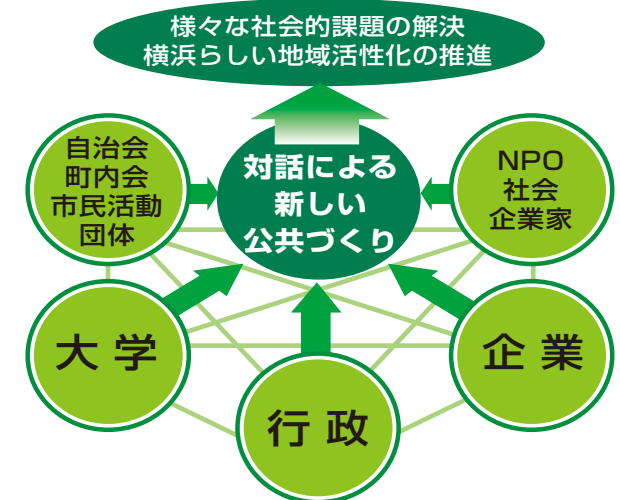


横浜市「市民協働条例」案に対する、ご意見を募集しています。

市民協働とは

市民活動団体や自治会町内会、企業などが行政の支援を受け、子育て、介護、福祉、街づくり、イベント等の公共的・公益的な事業・活動を行うことです。

【協働のイメージ】



<条例改正への経緯>

- 平成23年 6月中旬 条例案要綱を議会局法制課に提示
- 10月上旬 条例原案の完成
市民活動団体と意見交換
- 平成24年 2月中旬 市民活動推進条例の全部改正による市民協働条例案を作成
市民活動団体と意見交換
- 5月上旬 条例に関するパブリックコメントのお知らせを、市内30万世帯に配布
- 5月下旬 新しい協働を考える会主催のラウンドテーブルで意見交換
- 6月8日 市民意見を基に、原案を修正し、市民協働条例案を上程
- 21日 横浜市会本会議で議決